

都市計画公園・緑地の整備を目的とした 生産緑地の買取り事業に対する補助金交付要綱

制定 29都市政緑第639号
平成30年7月2日

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）の区域内における区市が実施する都市計画公園・緑地の整備を目的とした生産緑地の買取り事業に要する経費について、都が交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象その他必要な事項を定めることにより、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第11条第1項の規定による生産緑地の買取りを支援し、もって都内における緑地を保全することを目的とする。

第2 通則

この要綱に基づく補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

第3 補助の対象となる事業

1 この要綱において補助金の交付の対象となる事業は、都の区域内における区市（以下「補助事業者」という。）が実施する都市計画公園・緑地整備事業のうち、都市計画公園・緑地区域内の生産緑地の買取り事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項の補助事業の要件等は、都市計画公園・緑地の整備を目的とした生産緑地の買取り事業に対する補助事業採択基準（平成30年7月2日付29都市政緑第639号）で定める。

第4 補助金の額

知事が補助事業者に対し交付する補助金の額は、補助事業の経費の額の3分の1の額（1,000円未満切捨て）とし、かつ、予算の範囲内の額とする。

第5 補助期間

この要綱に基づく補助金の交付は、補助事業が平成34年度（2022年度）末までに行われるものに対して行う。

第6 交付申請

補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添付して申請するものとする。

第7 交付決定及び通知

知事は、前記第6の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書及び関係書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

第8 申請の撤回

前記第7の規定による交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第9 内容の変更等

- 1 補助事業者が、第7の規定による交付決定を受けた補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止するときは、内容変更承認申請書（別記第3号様式）又は補助金交付決定額の変更申請書（別記第4号様式）により、知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、用地費の用地単価の差金による減額に伴う補助金の額の変更については、この限りでない。
- 2 知事は、前記1の規定による内容変更承認申請書の提出があったときは、前記1の当該申請書及び関係書類を審査の上、変更すべきものと認めたものについては、速やかに補助事業の内容変更を承認し、補助金交付変更承認通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

第10 状況報告

知事は、対象事業の執行状況を把握するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求めることができる。

第11 実績報告

補助事業者は、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業に係る実績報告書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

第12 補助金額の決定

知事は、前記第11の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第7号様式）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

第13 是正措置

- 1 知事は、前記第12の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業の成果をこれらに適合させるために必要な措置をとるべきことを、補助事業者へ命ずることができる。
- 2 第11の規定は、前記1の規定による命令により、補助事業者が必要な措置をした場合に準用する。

第14 補助金の交付

知事は、補助事業者から第12の規定により確定した金額について、請求書（別記第8号様式）による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付の決定

に係る会計年度が終了するときまでに補助事業が完了しないときは、当該会計年度が終了したときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。

第15 交付決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。補助金の額の確定を行った後においても同様とする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 予定の期間内に事業に着手せず、又はしゅん工しないとき。
 - (5) 補助金の交付を受けて取得した土地を目的外に使用したとき。
 - (6) 以上のほか、この補助金の交付の決定の内容若しくは条件その他法令又は知事の指示に違反したとき。
- 2 知事は、この補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金のある場合はその全部の返還を命ずるものとする。

第16 違約加算金及び延滞金

- 1 知事は、この補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てる。）を納付させるものとする。
- 2 知事は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満は切り捨てる。）を納付させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成35年（2023年）3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7に規定する交付決定に係る事案については、同日後もなお効力を有する。

東京都知事 殿

区市長名



()生産緑地の買取り事業補助金交付申請書

()生産緑地の買取り事業について補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

(3) 所在地

(4) 都市計画公園・緑地名称

(5) 都市計画決定の年月日及び告示番号

2 補助事業の完了予定期日

平成 年 月 日

3 交付申請額 金 円

4 交付申請額の算出方法

(単位：円)

| 補助事業の経費 | 補助金の額※ | 備考 |
|---------|--------|----|
| | | |

※事業費の3分の1の額 (千円未満切捨て)

添付書類

- 1 図 面 一般図及び平面図
用地補償図
- 2 土地買収費明細表及び用地の鑑定評価書
- 3 生産緑地法第10条第1項又は第2項の規定に基づく買取り申出書の写し
- 4 その他関係書類

第 号
年 月 日

区市長名

（ ）生産緑地の買取り事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 号で申請のあった（ ）生産緑地の買取り事業について、補助金を下記により交付する。

年 月 日

知事名



記

- 1 交付金額 金 円
- 2 補助対象事業 （ ）生産緑地の買取り事業
- 3 交付条件
 - (1) この事業に要する経費の配分、経費の使用方法是、申請書のとおりとする。
 - (2) この補助金は、上記事業の完了後に交付する。ただし、都の会計年度が終了するときまでに事業が完了しない場合には、会計年度が終了したときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。
 - (3) この補助金に関し、知事が必要と認めたときは、この事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員をして随時調査を行わせることがある。
 - (4) (3)の報告又は調査の結果、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずる。この命

令に違反したときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

- (5) この補助金の交付を決定した後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りでない。
- (6) 補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止するとき、知事の承認を受けるものとする。ただし、用地費の用地単価の差金による減額に伴う補助対象事業費の変更については、この限りでない。
- (7) この事業が都の会計年度終了までに完了しないとき又はこの事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (8) この事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は都の会計年度終了の日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

この事業の廃止の承認をした場合もまた、同様とする。

ア 事業の結果

イ 補助金に係る収支計算に関する事項

ウ 以上のほか知事が指示する事項

- (9) (8)の実績報告書を調査した結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合には、補助金の額を確定し、通知する。

また、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期日を指定してこれらに適合させるための措置を命ずることがある。

- (10) この補助金の交付の決定後、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

エ 予定の期間内に事業に着手せず、又はしゅん工しないとき。

オ 補助金の交付を受けて取得した土地を目的外に使用したとき。

カ 以上のほか、この補助金の交付の決定の内容若しくは条件その他法令又は知事の指示に違反したとき。

- (11) この補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金のあるときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (12) この補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てる。）を納付しなければならない。
- (13) 補助金の返還を命じられた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満は切り捨てる。）を納付しなければならない。
- (14) (13)により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- (15) この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときには、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

4 申請の撤回

この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市長名



()生産緑地の買取り事業内容変更承認申請書

年 月 日付 都市政緑第 号で補助金の交付決定通知を受けた()生産
緑地の買取り事業の補助金の交付に係る内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更事由及び内容

(1) 事 由

(2) 内 容

(3) 所在地

(4) 都市計画公園・緑地名称

(5) 都市計画決定の年月日及び告示番号

2 補助事業の完了予定期日

平成 年 月 日

3 交付申請額 金 円

4 交付申請額の算出方法

(単位：円)

| 補助事業の経費 | 補助金の額※ | 備 考 |
|---------|--------|-----|
| | | |

※事業費の3分の1の額 (千円未満切捨て)

添付書類

- 1 図 面 一般図及び平面図
用地補償図
- 2 土地買収費明細表及び用地の鑑定評価書
- 3 生産緑地法第10条第1項又は第2項の規定に基づく買取り申出書の写し
- 4 その他関係書類

注 変更事由2以下に掲げる事項及び添付書類の数字については、赤黒対照（変更前赤）とする
か、変更前を上段括弧書とすること。

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市長名



()生産緑地の買取り事業補助金交付決定額の変更申請書

年 月 日付 都市政緑第 号で通知のあった()生産緑地の買取り事業の補助金について、交付決定額の変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更事由及び内容

(1) 事 由

(2) 内 容

(3) 所在地

(4) 都市計画公園・緑地名称

(5) 都市計画決定の年月日及び告示番号

2 補助事業の完了予定期日

平成 年 月 日 (円)

3 変更交付申請金額 金 円

注 交付金額は変更前を上段括弧書とすること。

4 交付申請額の算出方法

(単位：円)

| 補助事業の経費 | 補助金の額※ | 備 考 |
|---------|--------|-----|
| | | |

※事業費の3分の1の額(千円未満切捨て)

添付書類

- 1 図 面 一般図及び平面図
用地補償図
- 2 土地買収費明細表及び用地の鑑定評価書
- 3 生産緑地法第10条第1項又は第2項の規定に基づく買取り申出書の写し
- 4 その他関係書類

注 変更理由2以下に掲げる事項及び添付書類の数字については、赤黒対照（変更前赤）とするか、変更前を上段括弧書とすること。

第 号
年 月 日

区市長名

（ ）生産緑地の買取り事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付 号で変更申請のあった（ ）生産
緑地の買取り事業の補助金について、下記のとおり変更を承認したので、通知する。

年 月 日

知事名



記

1 交 付 金 額

| | | |
|---------|---|---|
| 交付決定変更額 | 金 | 円 |
| 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 増（△）減額 | 金 | 円 |

2 そ の 他

変更に係る補助事業の内容は、交付申請書により申請のあったとおりとする。

第 号

年 月 日

東京都知事 殿

区市長名



()生産緑地の買取り事業完了実績報告書

年 月 日付 都市政緑第 号ほか 件をもって補助金の交付(変更)決定通知を受けた標記事業の実績を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

補助金精算額 金 円

2 補助事業の実施期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日 (予定)

3 補助金精算調書

(単位：円)

| 区 分 | 補助事業の経費 | 補助金の額※ | 備考 |
|-------|---------|--------|----|
| 交付決定額 | | | |
| 精算額 | | | |

※事業費の3分の1の額（千円未満切捨て）

添付書類

1 しゅん工図（平面図のみ）

2 生産緑地法第10条第1項又は第2項の規定に基づく買取り申出書

第 号

年 月 日

区市長 殿

東京都知事



()生産緑地の買取り事業補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で完了実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり確定したので通知する。

記

| | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 既交付決定補助金額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定補助金額 | 金 | 円 |
| 3 | (△) 減額 | 金 | 円 |

第8号様式（第14関係）

請 求 書

請求金額 _____ 円

年 月 日付 都市政緑第 号で確定通知を受けた（ ）
生産緑地の買取り事業に係る東京都補助金として上記の金額を請求します。

年 月 日

東京都知事 殿

区市長名

印